

## 随意契約理由書

件名	和光園昇降機設備保守点検	
契約の相手方	三精テクノロジーズ株式会社	
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	
随意契約の理由		
<p>和光園昇降機については利用者の日常の利用において安全性確保に特に万全を期す必要がある。当該設備は三精テクノロジーズ株式会社製であることから、製造業者である上記業者でなければ、修理やメンテナンスを確実に行えない。また、故障の場合などで部品の交換等が必要になった場合でも、当該部品の供給、交換を行うことができるのは上記業者のみであるため、随意契約を締結する。</p>		
担当部署 (問合せ先)	保健福祉局高齢福祉部和光園	(電話番号 731-0383)